

競争参加者の資格に関する公示の修正

次のとおり令和5年8月10日に入札公告した千歳（5）庁舎整備基本検討について以下のとおり一部修正します。

令和5年8月21日

支出負担行為担当官
北海道防衛局長 宮崎 順
(公印省略)

3 申請の方法

(2) 申請書の提出方法

申請者は、申請書に共同体協定書（下記4(4)の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参又は郵送（書留、その他配達状況が記録されるものに限る。）若しくは託送（配達状況が記録されるものに限る。）（以下「郵送等」という。）により提出すること。

なお、申請書を提出する場合は、返信用として、表に申請者の住所・氏名を記載し、切手を貼付した定型型封筒を併せて提出すること。

提出場所は、(1)に示す北海道防衛局総務部契約課とする。

を

3 申請の方法

(2) 申請書の提出方法

申請者は、申請書に共同体協定書（下記4(4)の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参又は郵送（書留、その他配達状況が記録されるものに限る。）若しくは託送（配達状況が記録されるものに限る。）（以下「郵送等」という。）により提出すること。

なお、申請書を提出する場合は、返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金(404円)の切手を貼付した長3号封筒を併せて提出すること。

提出場所は、(1)に示す北海道防衛局総務部契約課とする。

に修正する。

企画競争に係る手続き開始の公示の修正

次のとおり令和5年8月10日に入札公告した千歳（5）庁舎整備基本検討について以下のとおり一部修正します。

令和5年8月21日

支出負担行為担当官
北海道防衛局長 宮崎 順
(公印省略)

9 その他

(5) 再委託の禁止について

本事業は、次の部分の再委託は認めない。

- ・国土交通省告示第98号の別添一の1. 二. ロ. (1). (3). (i). ④から⑧及び⑪⑫から⑬までの成果図書（積算を除く。）の作成

を

9 その他

(5) 再委託の禁止について

本事業は、次の部分の再委託は認めない。

- ・国土交通省告示第98号の別添一の1. 一. ロ. (1). (1)の成果図書の作成

に修正する。

企画競争に係る手続き開始の公示

本件業務の委託に係る契約の締結を希望する者は、下記の要領により参加表明書を提出すること。

提出された参加表明書を公正・厳正に審査の上、企画競争資料の契約候補者として選定した後、最も適切な企画競争資料を提出した者と、随意契約を行う。

令和5年8月10日

支出負担行為担当官

北海道防衛局長 宮崎 順

1 業務概要

(1) 業務名 千歳(5)庁舎整備基本検討

(2) 業務概要 【千歳基地】

庁舎整備に伴う建築及び設備(付帯電気、機械及び通信)に係る基本検討

構造:鉄筋コンクリート造 地上3階・地下1階建

規模:延べ面積 約11,000㎡

(3) 履行期限 令和7年6月30日

2 参加資格、選定基準

参加表明書を提出することができる者は、次に掲げる資格を満たしていること。

(1) 次に掲げる条件を全て満たしている者であること。

ア 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

イ 防衛省における令和5・6年の一般競争(指名競争)参加資格(以下「防衛省競争参加資格」という。)のうち、測量・建設コンサルタント等業務の「建築」、「電気」、「機械」及び「通信」に係る防衛省競争参加資格のすべてにおいて「A」の格付けを受けていること。ただし、共同体の場合は、代表者及び構成員は、測量・建設コンサルタント等業務の「建築」、「電気」、「機械」及び「通信」に係る防衛省競争参加資格のいずれかにおいて「A」の格付けを受けており、かつ、共同体として測量・建設コンサルタント等業務の「建築」、「電気」、「機械」及び「通信」に係る防衛省競争参加資格の全てが「A」の格付けであること。

北海道防衛局に競争参加を希望していること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者については、手続き開始の決定後、再度、級別の格付けを受けていること。)

ウ 会社更生法に基づき更正手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再

生法に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者（上記イの再度級別の格付けを受けた者を除く。）でないこと。

エ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録を有すること。

オ 次に示す同種業務について、元請けとして平成25年4月1日から公示日まで完了又は引渡し完了した業務の実績を有すること。

【単体又は共同体の代表】

- ・同種業務：国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した、国内における鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、延べ面積3,000㎡/棟以上の建物の新設基本検討又は新設基本設計業務

【共同体の構成員】

- ・同種業務：国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した、国内における鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、延べ面積3,000㎡/棟以上の建物の新設基本設計業務又は新設実施設計業務

なお、当該実績が平成25年4月1日以降に契約した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）（旧防衛施設局、旧防衛施設支局及び旧装備施設本部（以下「旧防衛施設局等」という。）を含む。）の発注した業務に係るものにあつては、業務成績評定通知書の業務評定点（総合点）（以下「評定点」という。）が65点未満のものを除く。

カ 会社内に秘密保全を確実に実施するための実効性の高い組織を設置している又は本業務契約前に設置していること。

キ 北海道防衛局（旧札幌防衛施設局を含む）における直近の評定点合計が65点未満でないこと。

ク 北海道防衛局が発注した建築業務のうち、令和3年度及び令和4年度に完了又は引渡し完了した業務の実績がある場合においては、当該業務に係る評定点合計の平均が65点以上であること。

ケ 参加表明書の提出期限の日から見積書の提出までの期間に、北海道防衛局長から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28. 3. 31.）に基づく指名停止を受けていないこと。

コ 参加表明書を提出した者の間に資本関係、人的関係又はそれらと同視しうる関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

サ 次の基準をすべて満たす管理技術者を配置できること。

なお、配置技術者については、参加表明書提出日前3ヶ月以上継続して雇用している者であること。

(7) 一級建築士の資格を有する。

(イ) 元請けとして平成25年4月1日から公示日までに完了又は引渡しが完了した業務のうち、次に示す同種又は類似業務における経験の有すること。

なお、当該経験が防衛省発注機関の尾業務に係るものにあつては、評定点が65点未満のものを除く。

【単体又は共同体の代表者】

・同種業務：鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、延べ面積3,000㎡/棟以上の建物の新設基本検討又は新設基本設計業務

(ウ) 参加表明書受付開始日現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む。）が4億円未満かつ10件未満であること。

なお、参加表明書受付開始日現在の手持ち業務に北海道防衛局と契約した業務で予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回る価格で落札した業務がある場合は、手持ち業務量が2億円未満かつ5件未満である者とする。

(エ) 参加表明書受付開始日の時点で申請者と直接的な雇用関係があること。

シ 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。

3 参加表明書の提出内容

(1) 上記2(1)オに掲げる資格があることを判断できる同種の業務の実績（業務実績として記載する件数は、1件でよい）。

(2) 上記2(1)サに掲げる資格があることを判断できる配置予定の管理技術者の資格及び業務の経験等

なお、配置予定の管理技術者の同種の業務の経験の件数は1件でよく、予定者として複数の候補技術者を記載してもよい。また、同一の管理技術者を重複して複数業務の配置予定の技術者とするは差し支えないものとするが、他の業務を落札したことにより配置予定の管理技術者を配置できなくなったときは、直ちに当該企画競争資料又は企画競争提案書の取下げを行うこと。他の業務を落札したことにより配置予定の管理技術者を配置できないにもかかわらず契約した場合には、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(3) (1)及び(2)の業務の実績として記載した業務に係る契約書の写し又は当該履行実績を証明する資料。ただし、当該業務が、一般財団法人日本建設情報総合センターの「測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS/テクリス）」又は一般社団法人公共建築協会「公共建築設計者情報システム（PUBDIS）」に登録されている場合は、契約書の写し又は当該業務実績を証明する資料を提出する必要はない。

(4) 書式は別途示す参加表明書作成要領による。

4 手続等

(1) 担当部局

〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西12丁目 札幌第3合同庁舎

北海道防衛局総務部契約課

TEL 011-272-7513

FAX 011-280-0351

(2) 参加表明書作成要領等の交付期間等

ア 期間 令和5年8月10日から同年9月1日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までの間を除く。

イ 場所 (1)に同じ

(3) 参加表明書提出手続き

参加表明書は、「参加表明書作成要領」に基づき作成し、提出期限までに提出先まで持参するものとする（郵送又は電送は受け付けない。）。

ア 提出先 (1)に同じ

イ 提出期間令和5年8月10日から同年9月1日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までの間を除く。ただし最終日は正午まで

ウ 参加表明書を提出する場合は、返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金(404円)の切手を貼付した長3号封筒を技術資料と併せて提出すること。

(4) 参加表明書作成要領等に対する質問

参加表明書作成要領等に対して質問がある場合には、次に従い提出する。

ア 提出方法書面（様式は自由とする。）を(1)に持参により提出するものとし、郵送や託送によるものは受け付けない。

イ 提出期間

令和5年8月10日から同年8月25日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）。ただし、最終日は正午まで。

ウ 質問に対する回答書は、令和5年8月29日から同年8月30日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前10時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）、(1)において閲覧に供する。

5 企画競争の資料提出を要請する候補者の選定

上記3の提出資料について審査を行い、企画競争の候補者として選定した者には、企画提案の提出要請書をもって通知する。また、候補者以外の者には、選定されなかった旨を通知する。

6 選定されなかった者に対する理由の説明

(1) 参加表明書を提出した者のうち、企画競争の候補者として選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨と、その理由（非選定理由）を書面（非選定通知書）でもって、支出負担行為担当官から通知する。

- (2) (1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（行政機関の休日を除く。）以内に、書面（様式は自由）により、支出負担行為担当官に対して非選定理由について説明を求めることができる。
- (3) (2)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により行う。
- (4) 非選定理由の説明書請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりである。
 - ア 受付場所上記4(1)に同じ
 - イ 受付時間行政機関の休日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までの間を除く。

7 苦情申し立て

- (1) 上記6(3)の説明に不服がある者は、非選定理由の説明に係る書面を受けとった日から10日（行政機関の休日を除く。）以内に、書面により支出負担行為担当官に対して再苦情の申し立てを行うことができる。
- (2) (1)の申し立てについては、入札監視委員会において審議を行う。
- (3) (1)の申し立ての提出場所及び提出時間等
 - ア 提出場所上記4(1)に同じ
 - イ 提出時間行政機関の休日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までの間を除く。
 - ウ その他書面（書式は自由）は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (4) (1)の申し立てに関する手続等を示した書類等の入手先上記4(1)に同じ

8 参加表明書の提出にあたっての留意事項

- (1) 参加表明書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- (2) 参加表明書の作成、提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された参加表明書は返却しない。

なお、提出された参加表明書は、契約の候補者の選定以外に提出者に無断で使用しない。
- (4) 参加表明書提出後、原則として参加表明書に記載された内容の変更を認めない。

また、参加表明書に記載した配置予定の技術者は、原則として変更できない。

ただし、病休、退職、死亡等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。

なお、複数名記載する事は差し支えない。
- (5) 契約の候補者の選定後、病休、退職、死亡等極めて特別な場合でやむを得ない理由により、管理技術者の変更を行う場合には、上記2(1)サに示す資格と同等以上の者を配置しなければならない。
- (6) 使用する書類の形式はA4縦を基本とする。

9 その他

(1) 特記仕様書などの資料について

本業務に関する見積に必要な資料（仕様書、図面等）については、企画提案について審査の上、契約候補者の指名を受け、かつ「秘密保全に関する誓約書」を提出した者に貸出すものとする。

なお、貸出しした資料については見積り合わせを行った後、速やかに返却するものとする。

(2) 見積り合わせについて

見積り合わせは、秘密保全の観点から企画競争の結果、秘密の保全について最も優秀な契約候補者を行うものとする。ただし、見積り合わせを行った結果、評価が最も優秀な者が辞退した場合に限り、企画競争資料の内容から当該業務の適正な遂行及び秘密保全を適正に行い得ると判断できる者のうち、次順者を契約候補者として選定し、見積り依頼を行う場合がある。

(3) 特約条項について

本業務の設計等技術業務委託契約書に秘密の保全に係る特約条項及び違約金に関する特約条項を付するものとする。

(4) 再委託の契約について

本業務の受託者が本業務の一部を第三者に再委託させる場合は、当該再委託等先が支出負担行為担当官等と秘密保全に関する規定を含む契約を締結しなければならない。

(5) 再委託の禁止について

本業務は、次の部分の再委託は認めない。

- ・国土交通省告示第98号の別添一の1. 二. ロ. (1). (3). (i). ④から⑧及び⑪⑫から⑬までの成果図書（積算を除く。）の作成

(6) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。